

法政大学法科大学院

2026年度入学者向け サポートプログラム 第5回 刑事訴訟法（法学未修者向け）

2026年1月10日(土)

担当 中島 宏 (なかじま・ひろし)

h-nakaji@hosei.ac.jp

I. 刑事訴訟法とは何か

■ 刑事訴訟法の意義

□ 刑事訴訟法（実質的意義）の法源

刑事訴訟法（形式的意義における刑訴法） 刑事訴訟規則

憲法

その他（裁判員法、通信傍受法、裁判所法など）

□ 刑法と刑事訴訟法

刑事訴訟法：犯罪に対して刑罰権を具体的に実現するための手続きを定めた法律
手続法
刑法：どのような行為が犯罪となり、どのような刑罰が科せられるかを定めた法律
実体法

刑法の「助法」 → 手続法固有の価値の承認へ（デュープロセス論）

□ 憲法と刑事訴訟法

憲法31条～40条 人権規定の中に刑事手続に関する条文がある

←刑罰権の実現における手続的人権保障の重要性

刑事訴訟法は、「応用憲法」である。（デュープロセス論）

■ 刑事訴訟法の目的

□ 真実発見と人権保障

刑訴法1条：刑罰法令を適用するのが刑事訴訟法

前提条件として、①真実の発見、②基本的人権の保障

□ 真実の発見

民事訴訟法義

真実発見を使命とはしない。私人間の紛争解決に必要な限度で裁判所が機能すれば足りる
し、その限度を超えて機能すべきではない。（←私的自治の原則）

↓ ↑

刑事訴訟法は…

国家刑罰権の発動を関心事とする手続き。当事者に処分させるわけにはいかない。

実体的真実による裏付けがなければ、実体法を適用してはならない。

刑事訴訟における「実体的真実」とは？

・積極的実体的真実主義：犯罪を見逃さず、確実に処罰する。必罰主義

・消極的実体的真実主義：無実のものを誤って処罰しない（無罪の発見）。

（「実体的真実主義」という用語が使われるときは、積極的実体的真実主義を指す）

□適正手続（デュー・プロセス）の保障

刑事訴訟は刑罰に向けて発動する手続

その刑罰とは公権力による最も強い人権侵害（死刑…生命、自由刑…身体の自由）

誤って刑罰を科すことがあってはならない

正しい刑罰も十分に反論の機会を与えた上で科さなければならぬ

→刑事訴訟における手続上の人権が十分に保障されなければならない（人権保障）

憲法 31 条 手続法定の原則（cf.刑法における罪刑法定主義）

訴訟手続は、法で定められたとおりに行わなければならない。

↓

形式において法で定めるだけではなく、その内容が国民の基本的人権を侵害しない「適正な手続き」であることが必要。=適正手続（デュー・プロセス：Due Process）の保障

人権保障と真実発見の衡量が具体化された状態（両者のバランスがとれた状態）を指す

何が適正か？：憲法 31-40 条の規定とその解釈によって定まる→違反する刑事手続は無効

↓

・捜査機関は、高い専門性と強い権力を有している。

・国家権力により、刑事手続きによる人権侵害が行われた歴史的な経験。

→刑事訴訟法の目的は、真実発見よりも人権保障を重視すべき

適正手続=人権保障が真実発見よりも優越している状態を指す

□検討事例

2026年1月10日午後8時頃、JR市ヶ谷駅前を警ら中の警察官AとBは、前方から男性Xが「俺はアンドロメダの大王だ」などと意味不明のことを大声でしゃべりながら歩いてくるのを見つけた。Xは冬なのに大量の汗をかいており、手が細かく震えていた。Aらは、Xが覚醒剤を使用している可能性が高いと判断した。そこでXを呼び止め、麹町警察署へ同行して尿の検査をするよう求めたが、Xは拒否して立ち去ろうとした。

Aらは柔道技でXを路上に組み伏せて手錠をかけ、警察車両の座席に押し込んで、麹町警察署まで強制的に連行した。署に到着後、署内にある柔道場へXを連れていくと、Xを取り押さえたまま下半身の服を無理矢理脱がせて、尿道にカテーテルを挿入し、強制的に尿を採取した。この尿を鑑定したところ、覚醒剤成分が検出された。

Xは覚醒剤取締違反（自己使用罪）で東京地方裁判所に起訴された。検察官は、上記の強制採尿によって得られた尿の鑑定書の証拠調べを請求した。

裁判所は、この尿の鑑定書を証拠として採用することが許されるか。

■ 刑事手続の概要

捜査

- ・捜査の端緒（告訴、職務質問など）
- ・任意捜査
 - 任意取調べ、おとり捜査、写真撮影、会話録音
- ・強制捜査
- ・証拠収集
 - ・搜索、差押、検証、鑑定、通信傍受、強制採尿など
- ・身柄保全
 - ・逮捕・勾留
- ・被疑者取調べ
- ・協議・合意（司法取引）
- ・被疑者の防護活動
 - ・被疑者に対する弁護活動

公訴の提起

- ・検察官の事件処理（起訴、起訴猶予、不起訴）
- ・検察審査会、準起訴手続き
- ・公訴の提起：起訴状の提出

公判

- ・被告人の出頭確保（召喚・勾引・勾留・保釈）
- ・公判前整理手続
- ・公判期日の手続
 - ・冒頭手続
 - ・証拠調べ手続
 - ・弁論
 - ・判決の宣告
- ・証拠法
 - 関連性、伝聞法則、自白法則、違法収集証拠排除法則

- ・裁判員裁判
- ・被害者参加制度
- ・即決裁判
- ・略式手続
- ・簡易公判手続

裁判

- ・判決
 - ・実体裁判、形式裁判
- ・効力
 - ・一事不再理効、既判力

上訴

- ・控訴
- ・上告
- ・抗告、準抗告、特別抗告

非常救済手続き

- ・再審、非常上告

2025年5月成立
「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」
(2026年7月から順次施行)

2. 刑事訴訟法の解釈と適用

(刑事訴訟を学ぶ具体的なイメージを持つための例として)

□事実関係

1月10日午後10時、東京都千代田区の外濠公園で2人組の男による殺人事件を目撃したとの110番通報があった。それによると、犯人1は「身長190cm、痩せ型、20歳くらい、上下とも青色の着衣」、犯人2は「身長170cm、小太り、30歳くらい、上下とも白色の着衣」で、犯人1が被害者を取り押さえ、犯人2が包丁で被害者の胸を突き刺して、靖国通りを九段下方面へ逃走した」とのことであった。

警察は直ちに無線で付近をパトロール中の警察官に事件の発生と目撃情報の内容を通報した。警察官P1およびP2は、午後10時20分ころ、現場の外濠公園から1km離れた九段下の路上において、犯人1と2の特徴と一致する2人組XとYを発見した。Xの着衣には血液らしきものが大量に付着していた。そこでこの両名を停止させて職務質問を開始した。「なぜ血がついているのか」と尋ねたところ、Xは黙っていたが、Yが「外濠公園で2人で人を刺してしまった。私が取り押さえて、Xが包丁で刺した」と供述した。そこで、P1は、XとYの両名を刑事訴訟法212条2項による準現行犯人として逮捕した。

□検討

●適用すべき法規範は明らかにする

213条：現行犯逮捕＝逮捕状によらず逮捕することが可能

(令状主義〔憲法33条〕の例外)

→212条1項・・現行犯人

→212条2項・・準現行犯人

制度趣旨：誤認逮捕のおそが類型的に乏しい／緊急に犯人を保全する必要性

準現行犯：現行犯とは異なり、事件と逮捕との間に時間的な開きがある

→誤認を避けるため、1号から4号までの事情の存在を付加的に要求

要件（法律効果を発生させるために充足すべきの条件）を条文から導く

①2項1号から4号のいずれかに該当する

②「罪を行い終わつ（たと）・・・明らかに認められる」：犯罪と犯人の明白性

③「罪を行い終わつてから間がない」：時間的接着性

●規範の各要件に本件の具体的な事実を評価してあてはめる

①何号に該当するか？ Xに付着した血液 3号「犯罪の顯著な証跡」

→Yについては該当しないのか？

②犯罪と犯人の明白性 犯人との特徴の一致、時間・場所の一致、通報内容の信憑性

→逮捕者が目にした客観的事実以外の事情（通報内容）を考慮してよいのか？

③時間的接着性 事件から20分経過

●結論

X、Yそれぞれについて「適法」または「違法」の結論を示す

3. 刑事訴訟法の学び方

○通常の手続の流れを正しく理解する

→いわゆる「論点」となるのは、裁判所や捜査機関における日々の運用から見れば「異常事態」が発生した場面である。そうした場面を法的に正しく処理できるようになることが重要であるが、その前提として、当たり前の事件を当たり前に処理するための知識を身につけなければならない。

○条文を常に意識する。どのような事案も条文を起点に検討を開始する。

→我々が扱っている「刑事訴訟法」は、成文法として条文に書かれている。学説や判例法理は、その条文の文言をどう解釈すべきかをめぐって論じられ、発展したもの。スタートラインを忘れないこと。

○制度趣旨を正しく理解する

→条文の文言のみから常に「正しい法解釈」が定まるわけではない。法解釈の手がかりとして最もよく用いられるのは、その条文や制度が作られた趣旨である。制度趣旨の理解は、条文解釈の手がかりとして極めて重要。

○判例の重要性

→条文を起点としつつも、現実の問題に対応するため、条文の文言からは直接に導けない様々な法規範が、判例によって宣言され、その後の実務を主導している。それは、被疑者・被告人の憲法上の権利を保障するためであったり、社会情勢の変化に対応した捜査を可能とするためであったりする。刑訴法においては、他の法分野に比しても特に、判例の役割が重要である。

○隣接分野として憲法と刑法の理解が重要

→刑事手続のあり方を規定する原理・原則は憲法に定められている。刑訴法の議論自体が憲法の応用場面と言ってもよい。また、刑事事件を処理するための手続である以上、その具体的な規律には、刑法（実体法）の規定やその解釈が深く関わる。

4. 入学までの準備

○刑事手続全体を入門的な書物で一通り概観しておく。教科書指定する吉開多一・緑大輔ほか『基本刑事訴訟法Ⅰ 手続理解篇』(2020年、日本評論社)をお薦めする(なお、講義では『基本刑事訴訟法Ⅱ 論点理解編・第2版』[2025年、日本評論社]も用いる)。その際、六法を手元に置いて十分を必ず参照すること。

○時間があれば、裁判を傍聴するとよい。裁判所の受付にある開廷一覧表で、第1回公判期日の事件を選ぶことをおすすめする。裁判員裁判であればなおよい。

不明な点、不安な点があれば、いつでも遠慮なくメールで連絡をください。

中島宏 h-nakaji@hosei.ac.jp